

第2期(平成22-25年度)
生涯教育促進人材育成
プロジェクト(PJ)

事業総括

北臨技は将来の北海道を牽引する人材を育成する目的として生涯教育促進プロジェクト(PJ)事業を立ち上げ、平成22年度から25年度は第二期の活動を行いました。第二期は第一期の反省をふまえ、選出方法を見直して事業を展開してきましたが、25年度末を持って事業は終了しましたので総括を報告いたします。

一期目は全ての地区会からの委員選出を目指しましたが、該当者がいない地区があったりしたこと、近隣の地区を纏めて4つの圏にし、その中から委員の選出を依頼しました。平成22年から北臨技は基礎

セミナーを新たな事業として全道展開を始めました。活動初期は部門員が主体となりPJ委員に企画や運営という裏方を経験してもらい、最終的に講師を経験して会員への伝達を学んでもらいました。その結果として、北臨技ニュースの研修日程に会員講師の勉強会掲載が増え、講習会や精度管理事業において企画運営実行に関わり、北臨技組織の教育研修事業運営を理解していただきました。

反省点としては、圏II地区合同で事業を行うことは、実際に三地区合同事業を行っている北見・道東・十勝地区しかなく、地区編成見直しで会員が異動した札幌と小樽で始まったばかりという状況で、PJ委員の活用、伝達研修会開催などが開催しにくかったと言わざるを得ないでしょう。

PJ事業の長期的目標は技師会の会務活動の経験および技師会学会の活性化であり、短期的目標は講習会の企画・立案、学会での発表が出来る人材を育成することでした。コスモスセミナーや基礎セミナー、講習会などでの講師、発表などでの活躍を見ると本事業を行った価値はあったと感じます。

(研修部長 三浦 玲子)

北臨技 NEWS
一般社団法人 北海道臨床衛生検査技師会
北臨技 NEWS No.263 24.Apr 2014
TEL:011-786-7071/FAX:011-786-7073
http://www.hokuringi.or.jp

北臨技 平成26年度 定期総会

6月14日(土) KKR 札幌医療センター

※委任状の提出をお願いします(6/6迄)

議案書は北臨技会誌をご覧ください

日臨技 平成26年度 定期総会

5月24日(土) 大森東急イン(東京)

※議決権行使書を5/20迄に投函ください

詳細は4/23発送 総会招集通知書にて

◆第1回理事会、公開講演会終了報告◆

平成26年度第1回理事会を4月12日(土)、札幌医学技術福祉歯科専門学校にて開催いたしました。新年度部門長の紹介があり及川会長の進行で議事が進められました。

報告事項は平成26年度会費入金状況(2,581名)、各地区の活動・総会報告、25年度エキノコックス検体数(31,273件、前年比+1,663)、研修会報告など各担当者よりなされました。

議案は永年会員表彰、第181回講習会(輸血、7/6開催)、平成26年度総会議案として平成25年度事業経過・決算および監査報告がなされました。平成26-27年度副会長、常務理事候補者の選任が提案され承認されました。

また同日、4月15日の世界医学検査デーにあわせ講演会を開催しました。テーマは昨年に続き、若い世代の人々に性感染症の正しい知識を伝え、感染及び感染拡大を予防することを取り上げました。

『HIV/AIDS～あなたには関係ない?～』と題し、北大大学院保健科学研究院助教 吉田繁技師を講師に迎えて、169名(学生123、会員44、非会員2)という多数の参加を頂きました。

講演は性感染症の基礎知識に始まり、依然増加傾向にあるHIV感染症についての感染経路・予防・検査や、最新の治療、特に抗HIV薬剤の現状など専門性の高い内容まで、わかりやすく丁寧に解説して頂きました。会場から多数の質問が上がるなど、参加者の関心が非常に高く大盛況のうち終了しました。(副会長 田上 稔)

◆検体測定室に関するガイドラインについて◆

4月9日に厚労省から「検体測定室に関するガイドライン」及び「臨床検査技師等に関する法律(以下臨技法)」「薬事法」一部改正について通知がありました。このガイドラインは利用者が自己採取した検体について生化学的検査(臨技法第2条における検査分類に基づく)を行う施設を「検体測定室」(旧称簡易検査所)と位置付け登録衛生検査所とは異なるものです。この検体測定室は診療の用に供しない検体検査を行う施設となります。

ガイドラインから掻い摘んで記載します。

検体の採取や測定は施設内で実施し、受検者にはサービスに関する十分な説明を行い、利用者自身が検体の採取及び採取前後の消毒・処置については受検者が行う。測定業務は医師、薬剤師、看護師又は臨床検査技師となります。精度管理については、測定機器の製造業者が示す保守・点検を実施するものとする。精度管理責任者(医師、薬剤師又は臨床検査技師)を定める。測定結果の報告は、測定値と測定項目の基準値のみに留める。受検者に対しては測定結果が基準の範囲内であるか否かに拘わらず、特定健康診査や健康診断の受診勧奨をするものとし、測定結果による診断等に関する質問等があった場合は、検体測定室の従事者が回答せず、かかりつけ医への相談等を行うよう助言するものとする。

日臨技のHPには「検体測定室に関するガイドライン」及び「臨床検査技師等に関する法律(以下臨技法)」「薬事法」一部改正がアップしていますので、詳細はそちらでご確認ください。

また、これら通知の取り扱いについては、日臨技では「検体測定室に関するガイドライン」第2の17で定める研修のうち、精度管理についての研修及び当該ガイドラインの説明会も実施する予定です。